

7月24日 開会

7月24日 閉会

令和5年7月

富山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

# 会 議 録

富山県後期高齢者医療広域連合議会

令和5年7月富山県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

---

令和5年7月24日（月曜日）

---

議 事 日 程

令和5年7月24日（月） 午前10時34分 開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期決定の件
- 第4 副議長の選挙
- 第5 議案第10号から第12号、報告第1号、並びに認定第1号及び第2号  
（提案理由の説明、質疑、採決）

- 議案第10号 令和5年度富山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 議案第11号 令和5年度富山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第12号 富山県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任に関し同意を求める件
- 報告第1号 専決処分について承認を求める件（富山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件）
- 認定第1号 令和4年度富山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件
- 認定第2号 令和4年度富山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件

---

本日の会議に付した事件

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期決定の件
- 第4 副議長の選挙
- 第5 議案第10号から第12号、報告第1号、並びに認定第1号及び第2号  
（提案理由の説明、質疑、採決）

出席議員（18人）

2番	河村幹治	3番	武隈義一
4番	桜井森夫	5番	藤田克樹
9番	村椿晃	10番	水野達夫
12番	今本雅祥	13番	水口秀治
14番	山崎晋次	15番	夏野修
16番	渡辺光	17番	今藤久之
18番	梅島清香	19番	山口泰祐
20番	鋪田博紀	21番	中川行孝
22番	吉田修	23番	笹島春人

欠席議員（6人）

1番	舟橋貴之	6番	加藤好進
7番	夏野元志	8番	林正之
11番	田中幹夫	24番	積良岳

説明のため出席した者

広域連合長	角田悠紀
会計管理者	高島利明
事務局長	赤阪典子
総務課長	豊岡秀樹
事業課長	藤井明

監査委員

代表監査委員	石坂博信
--------	------

職務のため出席した事務局職員

総務課総務係長	上田さとみ
事業課課長補佐	中嶋英樹
事業課資格管理係長	本多千代子

議事の経過

————— ◇ ◇ ◇ —————  
開 会

午前10時34分 開会

○ 議長（桜井 森夫 君）

それではただいまから、令和5年7月富山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

— ◆ ◆ ◆ —  
諸般の報告

○ 議長（桜井 森夫 君）

この際、諸般の報告を行います。

令和5年3月22日、富山市選出の柞山数男君から都合により広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出があり、地方自治法第126条の規定により、同日にこれを許可しております。なお、柞山数男君は副議長でありましたので、現在、副議長は空席となっております。

また、令和5年3月22日、富山市選出の金厚有豊君から都合により広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出があり、地方自治法第126条の規定により、同日にこれを許可しております。

また、令和5年3月22日、富山市選出の高田重信君から都合により広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出があり、地方自治法第126条の規定により、同日にこれを許可しております。

また、立山町選出の酒井武史君は、令和5年3月31日をもって任期満了となり、退任されました。

— ◆ ◆ ◆ —  
議事日程について

○ 議長（桜井 森夫 君）

本日の議事日程については、お手元に配布の議事日程表のとおりであります。

— ◆ ◆ ◆ —  
議席の指定

○ 副議長（柞山 数男 君）

それでは、日程第1 議席の指定を行います。

新たに当選されました議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定をいたします。立山町選出の舟橋貴之君の議席は1番、富山市選出の藤田克樹君の議席は5番、富山市選出の鋪田博紀君の議席は20番、富山市選出の吉田修君の議席は22番、に、それぞれ指定いたします。

————— ◆ ◆ ◆ —————  
会議録署名議員の指名

○ 議長（桜井 森夫 君）

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第76条の規定により、議長において5番 藤田克樹君、9番 村  
椿晃君、以上の両名を指名いたします。

————— ◆ ◆ ◆ —————  
会期決定の件

○ 議長（桜井 森夫 君）

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

今定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（桜井 森夫 君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は1日間と決定いたしました。

————— ◆ ◆ ◆ —————  
副議長の選挙

○ 議長（桜井 森夫 君）

日程第4 現在空席となっております富山県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙を  
行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定  
により、指名推選によりたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（桜井 森夫 君）

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(桜井 森夫 君)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。富山県後期高齢者医療広域連合議会副議長に鋪田博紀君を指名いたします。お諮りいたします。ただいま、指名いたしました鋪田博紀君を富山県後期高齢者医療広域連合議会副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(桜井 森夫 君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま、指名いたしました鋪田博紀君が、富山県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました。ただいま、当選されました鋪田博紀君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。富山県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました鋪田博紀君から、ご挨拶がございます。

○ 副議長(鋪田 博紀 君)

おはようございます。ただいま、副議長にご推挙いただきました鋪田でございます。本広域連合議会の公正、そして公平な運営に努めてまいりたいと思っておりますので、皆様方のご協力、ご指導を賜りますよう、よろしくお願いいたします。



議案の上程

○ 議長(桜井 森夫 君)

次に、日程第5 議案第10号から第12号、報告第1号、並びに認定第1号及び第2号までを一括議題といたします。

————— ◇ ◇ ◇ —————  
提案理由の説明

○ 議長（桜井 森夫 君）

広域連合長 角田悠紀君より、提案理由の説明を求めます。

○ 広域連合長（角田 悠紀 君）

提出いたしました議案について、その概要を申し上げます。はじめに、予算案件について申し上げます。

議案第 10 号、令和 5 年度一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 240 万 4 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 5,593 万 3 千円といたしたい内容であります。補正いたします財源は、前年度からの繰越金といたしております。歳出につきましては、増額いたします主な内容として、市町村事務費負担金償還金 163 万 2 千円などといたしております。

また、議案第 11 号、令和 5 年度特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 2 億 3,021 万 1 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,799 億 1,329 万 4 千円といたしたい内容であります。補正いたします財源は、財政調整基金からの繰入金及び財産収入といたしております。歳出につきましては、増額いたします主なものとして、令和 4 年度の後期高齢者交付金と市町村事務費負担金の償還金 2 億 2,815 万 9 千円といたしております。

続きまして、条例案件について申し上げます。報告第 1 号、専決処分について承認を求める件について申し上げます。報告第 1 号の、後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例の変更等について、令和 5 年 4 月 1 日から適用すべく、所要の改正を行うために専決処分をいたしましたものであります。

続きまして、人事案件について申し上げます。議案第 12 号は広域連合公平委員会委員の選任に関し、同意を求める件であり、令和 5 年 7 月 28 日をもって任期満了となることから、引き続き橋本英徳氏を選任するものであります。

最後に、決算の認定につきましては、令和 4 年度一般会計及び、後期高齢者医療事業特別会計につきましては、監査委員の決算審査を経て、議会の認定に付すものであります。

何とぞ慎重にご審議の上、御賛同賜りますよう、お願い申し上げます。以上でございます。

————— ◇ ◇ ◇ —————  
質 疑

○ 議長（桜井 森夫 君）

後期高齢者医療行政一般に関する質問通告をうけておりますので、これを許可します。

○ 議長（桜井 森夫 君）

22番 吉田修君。

○ 質問議員（吉田 修 君）

一般質問を行います。テーマはマイナンバーカード、マイナ保険証に関して、でございます。先の国会でご案内のように来年秋で従来の保険証を廃止する改正マイナンバー法が通過いたしました。ところが、この前後して全国でトラブルが多発をして国民の不信や不安が広がっているわけでありまして。各種世論調査でも来年秋のいわゆる従来の保険証廃止を撤回、延期しろという意見が7割を超えるという状況になっておるわけでありまして。連合会長が言われましたように努めてこれは国の責任で今の混乱を治めるとということが求められているわけですが、特に後期高齢者、75歳以上の被保険者にとって若い人たちよりもっと深刻な不安が広がる、これは認知症だとかで申請したくても申請できない、あるいは理解ができない人が相当数いらっしゃるということがあるわけでありまして。従いまして、連合会長が言われましたように、国に対してしっかりと検証し、安心できる制度にするともに広域連合としても高齢者不安解消のため全力を挙げる必要があるんじゃないかと思っておるわけでありまして。

そこでいくつかお聞きします。後期高齢者医療の被保険者のマイナンバーカードの申請交付状況並びに保険証利用登録の現況についてわかる範囲で実態を明らかにしていただきたいと思っております。

2つ目です。政府は来年秋に、従来の保険証を廃止する方針をまだ変えておりませんが、一方で令和7年秋までの1年間の猶予期間を設けると言っています。また、この11月には4桁の暗証番号のないマイナンバーカードを発行すると言っています。この暗証番号のないマイナンバーカードは健康保険証としてしか使えない、ということをおっしゃっております。そんなことであれば、従来の保険証を併用すればよいのではと思うところですが、県広域連合として、従来の保険証の取り扱いはどうするのかについて現時点でのお考えをお聞きしたいと思っております。

同時に認知症等の理由で申請できない人に対して、政府は保険証ではなく、資格確認書を職権で交付すると言われておりますが、これは政府からの何らかの指示が来ているのかどうか、これも合わせて伺いたいと思っております。

最後に4点目、令和3年度で保険料滞納者が1,293人いらっしゃいます。資格証明書は後期の場合には発行していない。各市町村でね。しかし、短期保険証、2か月から3か月は52人と発行されています。この短期保険証の方の取り扱いはどうなるのかをこれについても分かっておれば、お聞かせ願いたいと思っております。以上であります。



○ 議長（桜井 森夫 君）

それでは、ただいまの質疑・質問に対する当局の答弁を求めます。事務局長。

○ 事務局長（赤阪 典子 君）

吉田議員の方から、マイナンバーカード・マイナンバー保険証のことについて、4点のお尋ねについてお答えいたします。

まず、1点目、後期高齢者医療制度の被保険者のマイナンバーカードの申請状況につきましては、医療保険者ごとの集計がなされていないため、本広域連合においては把握することが出来ません。保険証利用登録の状況につきましては、社会保険診療報酬支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会からの情報提供によりますと、本年7月18日現在、県内では10万4,075人の後期高齢者医療の被保険者が登録されています。これを6月末の被保険者数19万3,285人にあてはめると、53.8%にあたります。

続きまして2点目、政府は令和6年秋の健康保険証の廃止後は、最長で1年間有効とみなす経過措置を設けており、廃止時点で手元にある有効な保険証はその有効期限まで有効としております。本広域連合としましては、現時点では令和6年7月に、有効期限を令和7年7月31日までとする被保険者証を交付する予定としております。令和7年8月以降の対応につきましては、現在、国で検討されていますことから、その動向を注視していきたいと考えております。

次に3点目でございます。資格確認書は、健康保険証の廃止に伴い、被保険者がマイナンバーカードを取得していない、或いは、紛失、更新中などの理由により、マイナンバーカードでオンライン資格確認が受けられない状況にある場合に、被保険者からの求めにより、保険者が医療機関受診の際の資格確認のために提供するものでございます。現時点では、被保険者が資格確認書を求める方法や、保険者の資格確認書の提供方法などについて、国から具体的に示されておりません。本広域連合としましては、国から方法が示された際には、その方法に従って対応するとともに、被保険者の方が確実に保険診療を受けられるよう、関係機関等へ広く周知広報をしてまいりたいと考えております。

次、4点目でございます。健康保険証の廃止に伴い、保険料の滞納により短期被保険者証が交付されている被保険者もマイナンバーカードや資格確認書による資格確認を受けることになる予定でございます。現在、短期被保険者証の交付は、原則、市町村の窓口で手渡しで行っており、その際に納付相談を行うなど、保険料滞納者との折衝の機会を得ておりました。しかし、短期被保険者証がマイナンバーカードや資格確認書に切り替わることで、窓口での折衝の機会を失いますことから、本広域連合といたしましては早期に滞納状況の把握に努め、市町村と連携し、滞納者との折衝の機会を確保してまいりたいと考えております。私からの答弁は以上でございます。

○ 議長（桜井 森夫 君）

それでは、他に質問の通告を受けておりませんので、これで、質疑を終わります。

————— ◇ ◇ ◇ —————  
討 論

○ 議長（桜井 森夫 君）

次に討論に入ります。通告がございませんので、討論を終わります。

————— ◇ ◇ ◇ —————  
採 決

○ 議長（桜井 森夫 君）

これより、議案第10号から議案第12号、報告第1号、並びに認定第1号及び第2号を採決いたします。各案件は、原案のとおり可決、認定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（桜井 森夫 君）

ご異議なしと認めます。よって、各案件は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○ 議長（桜井 森夫 君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。以上で、角田広域連合長よりご挨拶がございます。

————— ◇ ◇ ◇ —————  
広域連合長あいさつ

○ 広域連合長（角田 悠紀 君）

議員各位におかれましては、提出いたしました案件につきまして、慎重にご審議をいただき、それぞれご賛同を賜り、厚くお礼を申し上げます。

引き続き、後期高齢者医療制度を安定的かつ円滑に運営できるよう誠心誠意取り組んでまいりますので、今後とも、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではありますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

————— ◇ ◇ ◇ —————  
閉 会

○ 議長（桜井 森夫 君）

これもちまして、今定例会を閉会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（桜井 森夫 君）

ご異議なしと認めます。よって、令和5年7月富山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でございました。

午前10時53分 閉会

地方自治法第 123 条第 1 項及び第 2 項の規定により、上記会議の次第等を記録し、その正確なることを証するために、次に署名する。

議

長

桜井森夫

会議録署名議員

藤田克樹

会議録署名議員

村椿晃